

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 12 日（火）第3501号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 1
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 1
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 2
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 2
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 4
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 4

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

正 誤

- 鹿児島県公報第2277号の33（平成19年3月30日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市桜島白浜町33番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第192号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成30年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
鹿児島プロフーズ(株) 本社工場 1340001001045 (いちき串木野市)	同左	チキンミール	平成 30.12	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	30.12	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無
サンテグレ(株) レンダリング工場 5340001015140 (曾於市)	同左	ポーク・チキン混合ミール	30.12	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無
		チキンミール	30.12	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第193号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から平成30年7月13日鹿児島県告示第768号で告示した公共測量の実施は、平成31年2月27日終了した旨の通知があった。

平成31年3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第194号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から平成30年7月13日鹿児島県告示第769号で告示した公共測量の実施は、平成31年2月27日終了した旨の通知があった。

平成31年3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町泊野字長尾6233番1地先から同町泊野字轟之元6090番4地先まで	前	41.2~55.5	60.7
			後	45.6~55.5	60.7

鹿児島県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町坂元字宮田渉3915番7地先から3915番9地先まで	前後	5.7～7.8 4.9～11.4	67.5 67.7
		曾於市大隅町月野字笹段7233番8地先から7235番7地先まで	前後	12.8～22.2 18.1～37.4	68.9 68.9

鹿児島県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町坂元字宮田渉3915番7地先から3915番9地先まで	平成31年3月12日
		曾於市大隅町月野字笹段7233番8地先から7235番7地先まで	

鹿児島県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	長江柴建線	曾於市大隅町坂元字後段3918番1地先内	前	15.5～25.0	25.6
			後	15.5～26.0	25.4

鹿児島県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道	長江柴建線	曾於市大隅町坂元字後段3918番 1 地先内	平成31年 3 月 12 日

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年3月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー加治木店
始良市加治木町本町180番地
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年10月18日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年10月18日
- 3 意見の概要
 - (1) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 騒音について遮音壁で対策をしているが、想定以上の音が発生した場合は、近隣住民等の良好な生活環境の保持のため状況に応じた十分な対策を講じること。
 - イ 廃棄物の処理については、分別及び処分の適切な対応をすること。
 - (2) その他
近隣住民の生活環境の保持を阻害するような事象が発生した場合には、本市及び関係機関等に速やかに報告し、必要な協議を行ったうえで対策を講じること。また、本市から協議を求められた場合においてはこれに速やかに応じること。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市平松字野中3269番 7, 3288番の一部, 3288番 4, 3288番 5, 3288番 6, 3288番 7, 3294番 1, 3295番 1, 3296番 1, 3300番, 3301番, 3305番, 3307番, 3309番, 8632番 3 及び 8633番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市唐湊四丁目17番 2 号
株式会社鹿児島ドライ
代表取締役 古木秀典

公安委員会規則

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察の組織に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条の 3」に改める。

第 2 条第 2 号中「生活環境課」の次に「サイバー犯罪対策課」を加える。

第13条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

第13条の 2 を次のように改める。

（サイバー犯罪対策課）

第13条の 2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 情報技術を利用する犯罪の対策に関する企画及び調査に関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (5) 情報技術を利用する犯罪の取締りのための技術支援に関すること。

第 2 章第 2 節第 3 款中第14条の前に次の 1 条を加える。

（刑事企画課）

第13条の 3 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 部の事務の総合調整に関すること。
- (3) 適正捜査及び捜査管理に関すること。
- (4) 刑事法令一般の研究及び捜査の指導教養に関すること。
- (5) 公判における連絡・調整及び指導教養に関すること。
- (6) 捜査支援に関すること。
- (7) 捜査手配及び捜査共助（国際捜査共助を除く。）に関すること。
- (8) 犯罪統計に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。

附 則

この規則は、平成31年 3 月 18 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A女子ザジャイアント Y F	豊丸産業株式会社	8P0888
ぱちんこ遊技機	P 華牌 R Y 2 C	豊丸産業株式会社	8P1025
ぱちんこ遊技機	P 咲-Saki-阿知賀編 M T C	株式会社三洋物産	8P1321

ぱちんこ遊技機	P ゾンビリーバボー～絶叫～S 3 - T 1	株式会社ニューギン	8P0517
ぱちんこ遊技機	P ゾンビリーバボー～絶叫～S 4 - T 6	株式会社ニューギン	8P1328
ぱちんこ遊技機	P ゾンビリーバボー～絶叫～S 5 - T 1	株式会社ニューギン	8P1247
ぱちんこ遊技機	P ベルサイユのばら 革命への序 曲 G L B	株式会社ソフィア	8P0746
ぱちんこ遊技機	P おばけらんど怪 X A	株式会社ソフィア	8P1323

正 誤

平成19年3月30日付け鹿児島県公報第2277号の33中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ペ ー ジ	39	訂 正 箇 所	上から 7行目	誤	(30) 介護老人保健施設の開設の許可（法94①）	振興局			○
				正	(30) 介護老人保健施設の開設の許可（法94①）	振興局	○		